

「同志國」の軍に支援

政府が新枠組み実施方針

政府は5日、国家安全保障会議（NSC）の9大臣会合を開き、新たに創設した「同志國」の軍に対する武器供与などの枠組みに関する実施方針を決めました。中国を念頭に置いた軍事プロック強化の一環で、名称は「OSA」（政府安全保障能力強化支援）とします。昨年末に改定した国家安全保障戦略に基づく措置で、今年度予算に20億円が計上されています。

日本はこれまで、「平和國家」の理念に基づき、非軍事的な国

際協力を徹してきましたが、こうした在り方の形骸化につながる重大な動きです。

OSAは、非軍事分野に限られる政府開発援助（ODA）では対応できない他国軍への支援の枠組みで、政府が公表した実施方針は

「軍等が裨益（ひえき）者となる機械材料供与やインフラ整備等を行う」として、他国軍支援であることを明記。警戒監視、テロ対策などを支援項目とあげており、警戒監視レーダーなどを想定しています。当面、フィリピン

を皮切りにマレーシア、バンクーラティン、フィジーを対象に実施する見通しです。政府は「防衛装備移転三原則の枠内での実施」を掲げています。

崩れる「平和國家」

日本国際ボランティアセンター代表理事

今井高樹さん

事協力し、他の軍事的能力を高めることが日本の安全保障の改善につながるという文脈からも「専守防衛」といった憲法上の考え方を踏み越えています。

国会では、岸田文雄首相は「国際紛争にかかるような内容のも

のではない」などと答弁しましたが、フィリピンに沿岸監視レーダーを支援することが見込まれています。南シナ海で領有権を巡って対立する当該国に監視レーダーを支援することではないでしょうか。

政府や外務省は、政府と市民社会が共通認識としている非軍事原則について、政府開発援助（ODA）とは別だから適用しないと書います。しかし、ODAだからこそOSAだらうと日本からの援助には変わりません。相手が最もふさわしい国から見れば日本が軍事援助する国になつたとしか見られないはずです。日本の平和主義や平和國家というあり方を崩してしまおうもの

ODA指針は「非軍事」維持大綱の改定案を公表しました。同ODA指針は志國軍への武器供与などの支援を行う「OSA」（政府安全保障能力強化支援）の実施方針を決める一方、大綱改定案は、「非軍事能力強化支援」の実施方針を決める一方、大綱改定案は、「非軍事協力によって開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に貢献してきた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つである」との現大綱の文言を維持しました。

現大綱は2015年に策定され、今回、パリックコメント（意見公募）を経て改定します。